

23. 東京工業大学学部学生の留学に関する取扱いについて

1. 趣旨

この取扱いは、東京工業大学学部学則（平成 23 年学則第 3 号）第 18 条第 3 項の規定に基づき、東京工業大学（以下、「本学」という。）の学部の学生が、本学の教育課程の一環として外国の大学（外国における正規の高等教育機関で学位授与権を有するもの又はこれに相当する教育研究機関をいう。以下同じ。）に留学し、又は本学において募集を行う海外留学プログラム（部局が募集を行うものを含む。）により外国の大学又は大学以外の機関（以下「大学等」という。）に留学する場合の取扱いについて定めるものとする。

2. 留学出願手続

留学を志望する学生は、所定の留学願に留学計画書及び留学を志望する大学等からの留学を承諾する旨の証明書を添えて、学長に願い出なければならない。

3. 留学許可

留学の願い出があった場合において、教育・研究上有益と認めるときは、学科長又は類主任の承認及び教授会の議を経て、学長が許可する。

4. 留学期間

留学の期間は、通算して 1 年以内とする。ただし、特別の事情があるときは、通算して 2 年を超えない範囲内で許可することがある。

5. 留学終了の報告

学生は、留学の期間が終了したときは、速やかに所定の留学終了報告書に留学した大学等が発行する学修の成果に関する証明書を添えて、学長に報告しなければならない。

6. 単位認定申請手続

外国の大学に留学して履修した授業科目の単位認定を受けようとする学生は、留学の期間の開始前に、履修する授業科目のシラバス等を添えて、学科長又は類主任（全学科目に該当する場合は、当該全学科目の実施委員会委員長）に申し出て必要な指導を受けるとともに、留学の期間終了後は速やかに、所定の申請書により、学長に申請しなければならない。

7. 単位認定

前項の申請に基づく単位の認定は、教授会（学科の授業科目に該当する場合は、学科会議及び教授会、全学科目に該当する場合は、当該全学科目の実施委員会及び全学科目教育協議会）の議を経て、学長が行う。

8. 認定授業科目の成績表示

認定された授業科目の成績評価の表示は、「認定」とする。

9. その他

この取扱いに定めるもののほか必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この取扱いは、平成 24 年 11 月 2 日から施行する。

留 学 願

平成 年 月 日

東京工業大学長 殿

所属学部： 部

学科（類）： 学科（類）

入学年月： 平成 年 月 入学

学籍番号： 第 号

ふりがな
本人氏名： 印

わたくしは、このたび別紙計画書のとおり、学則第18条の規定により留学したいので、許可願います。

記

期 間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	
現 住 所	〒 ー Tel : 携帯Tel :	
保 証 人 又は 連 絡 先 人 (緊急連絡先)	(住所) 〒 ー Tel :	
	(氏名) 印	(続柄)

類 主 任 又 は 学 科 長 承 認	印
------------------------	---

別 紙

留 学 計 画 書

本人氏名 :

入学年月 :

学籍番号 :

学部・学科（類）名 :

1. 留学先国名 :
2. 留学プログラム名 :
3. 留学大学等名 :
4. 留学大学等住所 :
5. 留学先における在籍身分 :
6. 留学先の在籍学部・学科名 :
7. 留学期間 :
8. 留学中の本人住所 :
9. その他特記事項 :

予 定 す る 学 修 分 野

(受講する授業科目の分野について、下記に記入すること。)

留 学 終 了 報 告 書

平成 年 月 日

東京工業大学長 殿

所属学部： 部

学科（類）： 学科（類）

入学年月：平成 年 月 入学

学籍番号： 第 号

ふりがな
本人氏名： 印

わたくしは、このたび下記のとおり留学を終了したので、別紙、学修の成果に関する報告書を添えて報告します。

記

留 学 先	
留 学 期 間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで
現 住 所	〒 TEL 携帯TEL：

類 主 任 又 は 学 科 長 承 認	印
------------------------	---

別 紙

学修の成果に関する報告書

平成 年 月 日

東京工業大学長 殿

本人氏名

印

留 学 大 学 名				
留学先の在籍身分				
留学先の所属学科等				
留 学 期 間	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日			
受講した授業科目名	受 講 期 間	週当たり 時 間 数	単位数	評 価

(備考) 受講した授業科目のシラバス及び成績表のコピーを添付すること。